

令和2年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（臨時調査）結果のポイント

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、平成31年と令和2年を比較すると17,250円の増となっている。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得している施設・事業所における経験・技能を有する障害福祉サービス等従事者（常勤の者）の平均給与額について、平成31年と令和2年を比較すると21,540円の増となっている。

平均給与額（常勤の者）	令和2年2月	平成31年2月	差額
特定処遇改善加算を取得した施設・事業所の福祉・介護職員	321,820円	304,570円	17,250円
特定処遇改善加算を取得した施設・事業所の経験・技能を有する障害福祉サービス等従事者	375,120円	353,580円	21,540円

- 福祉・介護職員
：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員
- 経験・技能を有する障害福祉サービス等従事者
：福祉・介護職員のうち、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士の資格を有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者
- 調査対象となった施設・事業所に平成30年度と令和元年度ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
- 平均給与額 = 基本給（月額）+ 手当 + 一時金（10月～3月支給金額の1/6）
- 平均給与額は10円単位を四捨五入している。
- 処遇改善加算（ ）～（ ）を取得した施設・事業所の福祉・介護職員の平均給与額は、29.6万円（平成31年）から31.1万円（令和2年）に増加（+1.5万）

1 特定処遇改善加算を配分した職員の範囲（複数回答）

経験・技能のある障害福祉人材	88.9%
他の障害福祉人材	75.9%
その他の職種	46.6%

事務員	78.9%
看護職員	52.9%
管理栄養士・栄養士	47.0%
調理員	40.6%

上位4職種を掲載

2 経験・技能のある障害福祉サービス等従事者の賃金改善の状況（一部複数回答）

月額平均8万円以上の賃金改善を実施	9.0%
改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施	38.4%
既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる	60.0%
月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定できなかった	18.5%

3 特定処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）

賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	30.7%
賃金改善の仕組みを設けることにより、職種間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	30.5%
賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため	29.4%
賃金改善の仕組みを設けることにより、福祉・介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念されるため	22.4%

上位4つを掲載

給与等の引き上げの実施方法（複数回答）

定期昇給以外の賃金水準を引上げ（予定）	定期昇給を維持して実施（予定）	各種手当を引き上げ・新設（予定）	一時金（賞与等）の引き上げ・新設（予定）
22.2%	57.2%	39.1%	37.9%

給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している従事者全体（福祉・介護職員に限定していない）の状況

処遇改善加算・特定処遇改善加算の取得状況（加算の種類別）

